※「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)」による改正後の 次世代育成支援対策推進法(平成23年4月1日以降の改正条文)(抄)

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第12条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する 労働者の数が百人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が 実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。)を策定し、厚生労働省令で定めると ころにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 計画期間
  - 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、行動計画策定指針に即して、 一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出 るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第三項の規定による公表をしない場合 には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきこと を勧告することができる。